



平成 27 年 4 月 9 日

会社名 米久株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮下 功
(コード番号 2290 東証第1部)
問合せ先 執行役員 IR 室長 青柳 敏文
(TEL. 055-929-2797)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 28 日に開催予定の第 46 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までと定めておりますが、親会社である三菱商事株式会社と同じ毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に統一し、経営全般にわたって、より効率的な事業運営を図るものです。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 2 月末日

変更後：毎年 3 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 47 期は、平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 13 ヶ月決算となる予定です。また子会社につきましては、第 47 期事業年度以降に順次変更を行う予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 47 期の業績予想につきましては、本日公表の「平成 27 年 2 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご覧ください。

4. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 第 12 条 (基準日) 当社は、毎年 <u>2 月</u> 末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 3 章 株主総会 第 12 条 (基準日) 当社は、毎年 <u>3 月 31 日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

<p>第 13 条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月に招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 34 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年<u>3</u>月 1 日から翌年<u>2</u>月末日までとする。</p> <p>第 35 条（剰余金の配当） 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>8</u>月 <u>31</u>日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第 13 条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 34 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から翌年<u>3</u>月 <u>31</u>日までとする。</p> <p>第 35 条（剰余金の配当） 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9</u>月 <u>30</u>日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第 34 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 47 期事業年度は平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 13 か月間とする。なお、本附則は、第 47 期事業年度終了後これを削除する。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第 35 条（剰余金の配当）第 2 項の規定にかかわらず、第 47 期事業年度は平成 27 年 8 月 31 日を中間配当基準日とする。なお、本附則は、第 47 期事業年度終了後これを削除する。</u></p>
---	---

5. 日程

第 46 期定時株主総会開催日 平成 27 年 5 月 28 日予定

定款変更の効力発生日 同上

以上